

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月19日（火）13:30～

2. 開催場所 伊江村役場 2階 小会議室

出席委員	会長	玉城	正芳
	1番	大城	良太
	2番	大城	貴子
	3番	大城	孝美
	5番	玉城	増生
	7番	西江	正
	8番	友寄	千成
	9番	知念	雄二

欠席委員 6番 棚原 貴光

農地利用最適化推進委員

	大城	雅明
	東江	良和
	儀間	徹

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 知念 浩司

事務補助 亀里 大樹

令和5年第14回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和5年第14回農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中8名。農地利用最適化推進委員3名中3名、出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中8名。農地利用最適化推進委員3名中3名、出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定により、議長が指名いたします。署名委員に9番知念委員、1番大城委員を指名致します。

日程第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積736㎡。222坪。所有権移転売買。●。No.2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積721㎡。218坪。所有権移転贈与。No.3 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積7,104㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、472㎡。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、486㎡。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、479㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、1,519㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、658㎡。計10,718㎡。3,242坪。使用貸借権設定10年間になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩おねがいします。(14:50)

議長 再開いたします。(14:58)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積286㎡。転用面積、286㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積822㎡。転用面積、89㎡。転用面積計375㎡。113坪。転用目的、●。使用貸借権設定永年間に なります。農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書を説明いたします。農地転用に関する許可基準からみた意見。農地区分、第3種農地。許可基準に定める農地区分の該当事項、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)。該当事項とした判断理由。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている農地である。検討事項、意見決定の理由について、1農地の区分と転用目的。適当。街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている為●建築は適当。2資力及び信用、適当。借入、自己資金が建築費を超えている為適当。4申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、確実。許可後3カ月程度で着工予定の為適当。7計画面積の妥当性、適当。図面面積から判断して適当。9周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無。宅地化が進んでいる区域の為なし。10農地の利用の集積への支障の有無、宅地化が進み取り残された農地となっている為集積への支障なし。総合意見。当該申請地は、●集落内に位置し本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域で、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている為許可相当と認める。許可が相当と認められる場合に付すべき条件、特になし。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

8 番 休憩お願いします。(15:05)

議長 再開いたします。(15:10)

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和5年第14回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15：10

署 名

会 長 玉城 正芳 印

1 番 大城 良太 印

9 番 知念 雄二 印
